

意見公募手続結果概要

(様式2)

平成30年 9月18日

担当部課 総合政策部魅力創造室

【案件名：四條畷市空家等対策推進計画(原案)】

平成30年 8月15日～ 9月14日の間、実施いたしました当該案件に係る意見公募手続の結果の概要は、以下のとおりです。

①提出意見の件数

合計 3名 (提出者の人数)

延べ 4件 (意見を内容別に集計しています。)

②意見の内容別

「ファイナンスの支援」に関するもの 1件

「税制」に関するもの 1件

「適正管理の促進」に関するもの 1件

「利活用の促進」に関するもの 1件

合計 4件

③提出意見に対する市の考え方

意見の概要	意見に対する考え方
リバースモーゲージローン、リフォームローン、利子補給等ファイナンスの支援も民間との協力が必要。	本計画では空家等対策の推進にあたって、関係団体と連携しながら進めるとしており、金融機関等においてもそのひとつと考えられます。ご意見の内容は中古住宅の流通促進及び良好な住環境の創出に関わることから、今後予定している住宅マスタープランの改訂のなか、検討してまいります。
空家売却、購入時の税制メリットも必要。 (固定資産税の一定期間減免、免除、登録免	税制に関しては、公平性の観点から慎重な検討が必要と考えております。国や

<p>許税の減額等)</p>	<p>他自治体の動向を注視しつつ、先ずは事例研究に努めてまいります。</p>
<p>P23 2 所有者等による適正管理の促進 ○空家等に関する相談の受付 空家や今後空家になる可能性がある物件を抱えている方のために相談窓口を設け、いつでも相談にいけるアピールが必要だと思う。市ホームページの活用、半年に1度の広報掲載、メールでも相談できるようにすれば、今後空家が少なくなっていくのでは。</p>	<p>相談窓口に関しては、P32 1 相談への対応方針と実施体制に示すとおり、市民生活部生活環境課において受け付け、必要に応じて庁内関係課や関係団体等と連携しながら対応いたします。相談体制の周知方法や相談しやすい環境づくりについては、ご意見を参考に検討させていただきます。</p>
<p>P30 3 利活用の促進に向けた取組み 所有者へセミナーや相談窓口への来訪を促す工夫として、「空家の魅力サポーター制度」を提案する。 所有者の多くは高齢者のため、介護ヘルパーや老人会、民生委員などに相談されることがある。その方々を対象とした研修を実施し、「空家の魅力サポーター」として空家利活用の魅力を伝えてもらい、空家予備軍や潜在空家の所有者と市の窓口とを繋げる役割を担っていただく。</p>	<p>高齢者に日頃から接しておられる方々に利活用促進につながる情報提供を行うことは、利活用や中古住宅の流通促進、ひいては空家化の抑制に一定有効と考えます。しかしながら、ご提案の方々はそれぞれの業務や役割を担っておられ、負担増につながることから、ご提案の趣旨を踏まえ、具体的方法等については今後検討してまいります。</p>